

こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託」の実施に際し、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 こうげ大池灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙「こうげ大池灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで
- (4) 提案上限額 15,600,000円（消費税および地方消費税を含む）
※この金額は契約時の予定価格ではなく、業務の提案上限額を示すものであることに留意すること。
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 担当部署

上毛町役場 企画開発課 開発交流係
〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1
電話 : 0979-72-3112
FAX : 0979-72-4664
メール : pad@town.koge.lg.jp

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 公募要項の公表・配布 | 令和8年4月9日（木）～4月24日（金） |
| (2) 質問の受付 | 令和8年4月24日（金）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和8年4月27日（月）午後5時まで |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和8年4月24日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格審査結果の通知 | 令和8年5月12日（火） |
| (6) 企画提案書、見積書等提出締切 | 令和8年5月27日（水）午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和8年6月上旬（予定） |
| (8) 最終審査結果の通知 | 令和8年6月上旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和8年6月（予定） |

5 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は単体企業とし、次の各号の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 法人格を有すること。

- (3) 参加表明提出の日から契約締結日までのいずれの日においても、国、福岡県及び大分県の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 上毛町に対する債務の滞納がないこと。
- (7) 過去1年以内に上毛町に対する不正又は不誠実な行為を行ったことがないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。ただし、更生手続き開始の決定又は再生計画認可の決定が参加表明書提出期限以前になされている場合は、この限りでない。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (10) 直近10年以内に同様の業務を受託した実績を有していること。

6 申請手続き等

(1) 参加表明書、仕様書等の配布期間及び方法

ア 配布期間

令和8年4月9日（木）～4月24日（金）

イ 配布方法

上毛町公式ホームページから閲覧、ダウンロードすること。なお、希望する場合は「3 担当部署」で配布する。

※郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。「3 担当部署」での配布は午前9時から午後5時まで。（ただし、土・日を除く）

(2) 参加表明書の提出方法

企画提案者は、参加表明書及びその他関係書類一式（以下「参加表明書等」という。）を担当部署に提出し、参加資格の有無について町の確認を受けなければならない。提出方法については、次によるものとする。

①提出方法及び提出書類

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、受取り日時及び郵送されたことが証明できる方法を用いること。

ア 参加表明書（様式1）

※様式1に署名及び代表者印を押印し提出すること。

イ 会社概要票（様式3）、実績書（様式4）

※会社概要、同様の業務実績が分かる書類を提出すること。なお、実績書は直近10年以内を記載すること。

ウ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式5）

エ 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書

※滞納がないことが確認できるもので、発行が提出日から3カ月以内に発行されたもの。写

しでも可

②提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時まで（土・日を除く）

郵送する場合は、令和8年4月24日（金）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

③提出部数

各1部

④提出先

ア 持参の場合

「3 担当部署」による

イ 郵送の場合

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町役場 企画開発課 開発交流係 宛

※封筒の表面に「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

(3) 参加資格の決定及び通知

参加資格の決定及び通知については書面により通知する。（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 質問受付方法

(1) 質問は質問書（様式2）で行うこととし、担当部署へ電子メールにて提出すること。なお、質問事項提出後は必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付は令和8年4月24日（金）午後5時までとする。

(3) 質問の回答は、令和8年4月27日（月）午後5時までに上毛町公式ホームページにて質問者の名前を伏せた上で、全質問の回答を公表する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

9 参加表明者が1者である場合の措置

参加資格があると確認された者が1者であっても、再公告は行わない。

10 企画提案書等の提出期限

「6 申請手続き等」中「(3) 参加資格の決定及び通知」により参加資格があると確認された事業者は、次に掲げる方法に従い、企画提案書、見積書等（以下、「企画提案書等」という。）を提出するものとする。

(1) 提出方法及び提出書類

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、受取り日時及び郵送されたことが証明できる方法を用いること。

ア 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本8部

- イ 見積書（任意様式） 正本1部、副本8部
- ウ 営業報告書（直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）） 正本1部
- エ 定款の写し（最新のもの） 正本1部
- オ 登記事項証明書の写し（受付日前3カ月以内に発行されたもの） 正本1部
- カ 提出書類チェック表（様式6） 正本1部

※企画提案書（正本）の表紙には、宛先、タイトル、提出年月日、会社名、代表者名を記載の上、会社印を押印し、ア～カの書類は、ファイル等で綴じ、提出すること。なお、副本は、事業者名等が判別できる記載は一切行わないこと。

※企画提案書のサイズは、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）にて片面20ページ（両面10ページ）程度とし、任意書式にて作成すること。

※企画提案書の他、本業務の一式についての見積りを提出すること。（任意様式）

※見積りについては、内訳がわかる資料も提出すること。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(2) 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く）

(3) 提出先

ア 持参の場合

「3 担当部署」による

イ 郵送の場合

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町役場 企画開発課 開発交流係 宛

※封筒の表面に「業務委託名」及び「企画提案書在中」を明記すること。

※上記提出期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

1 1 審査

本業務の受託候補者の決定については、提出された企画提案書等によるプレゼンテーション審査を行い、別紙「こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託公募型プロポーザル審査票」の各項目の評価内容に基づき、審査委員会において各項目の配点合計を100点満点として採点し、合計得点が最も高いものを受託候補者として決定する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書に基づくプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査は非公開とし、出席者は1提案者あたり4人以内とする。企画提案書の受付期間内に提出した提出書類以外の資料（イメージ写真、実績写真、説明書類等）を追加することは認めない。

①実施日、実施場所

令和8年6月上旬（予定）

※詳細については、プロポーザル参加資格審査結果通知書にて通知する。

②使用機材

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は町が準備する。
パソコン及びその他機材が必要な場合は、プレゼンテーション審査の2日前（土・日・祝日を除く）までに、町へ連絡の上、提案者が用意すること。

③時間配分

準備 5分以内
プレゼンテーション 20分以内（時間配分は任意とする）
質疑応答 10分程度

④遅刻

プレゼンテーションの開始指定時間に5分以上遅れた場合は、審査の対象外（失格）とする。
開始指定時間に遅刻（5分未満）した提案者が、プレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間延長は認めない。

⑤受託候補者の特定

プレゼンテーション審査の評価点の合計点の高い順に受託候補者及び次点受託候補者を選定し、同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル審査結果通知書により、全参加者に通知する。なお、各審査項目の点数等は公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 辞退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション開催日前日（土・日・祝日を除く）の正午までに、辞退届（様式自由）を提出すること。

(4) その他

参加者が1社の場合においてもプレゼンテーション審査を実施する。また、総合評価点が60点以上でなければ受託候補者として認めないものとする。

1 2 契約

町は、契約締結に向けて、受託候補者と業務の詳細について協議等を行った上で、令和8年6月（予定）に、業務委託契約の締結を行う。

本業務においては、町が提示した仕様書に示した要件を全て満たすことを前提とする。なお、受託候補者の企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではなく、プロポーザル審査の企画提案において、仕様書に記載のない内容が提案され、町が有益であると認めた場合には、契約手続き期間中に仕様書に追記する場合がある。

また、特別な理由により、受託候補者と契約を締結できない場合には、次点受託候補者と本業務の契約について交渉を行うものとする。

1 3 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用など必要な経費は全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由により本プロポーザルを中止する場合、本プロポーザルに要した費用については、町に請

求できないものとする。

- (3) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (4) 提出期限後、申請書類その他提出された書類の再提出及び差替えは、認めない。
- (5) 申請書類、その他提出された書類は原則、非公開とする。ただし、上毛町情報公開条例に基づき、公開請求者に公開することがある。
- (6) 1提案者から2種類以上の企画提案は受付けない。
- (7) 審査経過や結果への問い合わせには応じない。
- (8) 応募の辞退をする場合には、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (9) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - ①実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ②企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ③誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ④その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。